

財務省業務継続計画

平成 20 年 6 月 27 日

令和 5 年 4 月 28 日 最終改正

平成	20年	6月	27日	
平成	24年	4月	17日	改正
平成	26年	7月	2日	改正
平成	29年	5月	26日	改正
平成	29年	11月	1日	改正
平成	30年	6月	15日	改正
令和	5年	4月	28日	改正

財務省業務継続計画 目次

第1編 大規模災害（首都直下地震）	1
第1章 総則	1
1 背景と位置付け	1
2 基本方針	2
3 本計画の構成	2
4 本計画の実効性担保	3
（1） 幹部職員の関与	3
（2） 管理職員の関与	3
5 主な用語	4
第2章 被害想定と業務継続への影響	5
1 被害想定	5
（1） WG被害想定	5
（2） 政府BCPによる被害想定	7
2 業務継続への影響	7
第3章 非常時優先業務及び管理事務	8
1 非常時優先業務及び管理事務の考え方	8
（1） 非常時優先業務	8
（2） 管理事務	8
2 業務影響度分析と非常時優先業務等の抽出	8
3 各種マニュアルの整備	10
第4章 非常時優先業務等の実施	12
1 発災時の対応	12
（1） 省対策本部の開催等	12
（2） 本庁舎等の安全性の確認	12
（3） 安全行動指示及び安否等確認	12
（4） 本計画の発動等	12
2 非常時優先業務等の実施等	12
（1） 職員等への指示等	13
（2） 非常時優先業務等従事者	13
（3） 非常時優先業務等従事者の参集・行動	13
（4） 非常時優先業務等従事者以外の者の行動	13
（5） 非常時優先業務等従事者の調整	13
3 関係機関の連携	13
4 情報収集・発信	14

5	帰宅困難者、負傷者等への対応	14
(1)	帰宅困難者	14
(2)	負傷者等	14
6	権限委任	14
第5章	業務継続のための執務環境の確保等	16
1	執行体制	16
(1)	社会全体としての業務継続体制の構築	16
(2)	職員の参集状況の把握及び参集要員の確保等	16
2	発災時の記録体制等	16
3	執務環境の確保	16
(1)	庁舎	16
(2)	電力	17
(3)	通信・情報システム	17
(4)	物資等の確保	17
4	職員個人の自立した備え	18
5	代替庁舎の確保	18
第6章	教育・訓練及び本計画の評価・点検等	19
1	教育・訓練等	19
2	本計画の評価・点検等	19
第2編	風水害	20
第1章	背景と位置付け	20
第2章	被害想定と業務継続への影響	21
1	被害想定	21
(1)	本庁舎等の浸水リスク及び被害想定を検討	21
(2)	被害想定	21
2	業務継続への影響	22
第3章	非常時優先業務等	24
1	風水害特有の管理事務	24
2	風水害に係る非常時優先業務等の抽出	24
第4章	警戒段階の対応（風水害）	26
(1)	情報収集・提供等	26
(2)	省対策会議、省防災連絡会議及び省対策本部の開催等	26
(3)	本庁舎等の予防措置業務	26
(4)	緊急時行動手順（タイムライン）	26

第5章 業務継続のための執務環境の確保等	27
1 執務環境の確保	27
(1) 庁舎	27
(2) 物資等の確保	27
2 職員個人の自立した備え	27
3 代替庁舎の確保	27

財務省業務継続計画

第1編 大規模災害（首都直下地震）

第1章 総則

1 背景と位置付け

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条に基づき中央防災会議が作成した「防災基本計画」では、公的機関等の業務継続性の確保について、「国、地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。」とされている。

財務省では、これを踏まえ、財務省防災業務計画に基づく災害応急対策や災害復旧などを遅滞なく実施するとともに、その停滞が国家機能、国民生活及び経済活動等に重大な影響を及ぼす業務を継続する必要があるため、平成20年6月に「財務省業務継続計画」(以下「本計画」という。)を策定した。

その後、平成24年4月には、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓等を踏まえた改正を、また、平成26年7月には、「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月閣議決定。以下「政府BCP」という。)に伴う改正を行った。

さらに、平成29年5月、11月及び翌年6月には、それぞれ業務継続を実施する上での課題に対応するための改正を行い、また、令和2年6月には、防災気象情報の入手などにより、発災前に対策を講じることで被害を軽減することが可能な風水害を対象とした財務省業務継続計画(風水害等版)(以下「風水害等版」という。)を策定した。

令和4年4月には「中央省庁業務継続ガイドライン第3版(首都直下地震対策)」(以下「ガイドライン」という。)が策定され、男女共同参画の進展や働き方の多様化等の社会情勢の変化への対応、業務継続体制を検討する上でのテレワークの影響が明示されたことなどから、これらの内容を盛り込むとともに、広く大規模災害に共通する規定からなる本計画と風水害等版を一本化することとし令和5年4月に改正した。

なお、今後、政府全体の方針等を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを行うこととする。

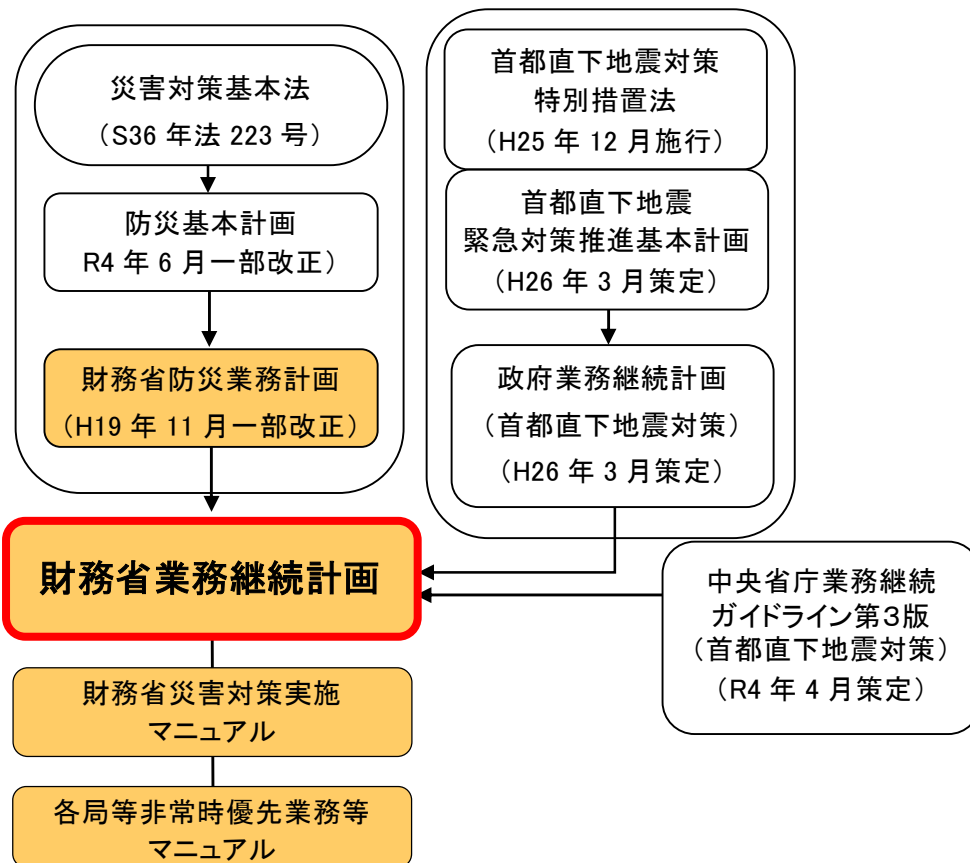


図1 財務省業務継続計画の位置付け(各種計画等との関係)

2 基本方針

財務省は、「健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ること」を任務としている(財務省設置法第3条)。財務省は、その諸機能を継続するため、以下の方針に基づいて、業務継続の確保を図る。

- ① 財務省の職員及び来庁者の安全を確保する。
- ② 財務省の業務継続性の確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。
- ③ 業務継続の取組には、業務負担やプライバシーなど必要な配慮を行った上で、女性や障害者等の参画を求め、意見を反映させる。

3 本計画の構成

本計画は2編で構成し、第1編は広く大規模災害について首都直下地震を中心に規定し、第2編はもっぱら風水害について規定する。

第1編は6章で構成し、第1章は本計画の背景と位置付け等について、第2章は本計画を策定するに当たっての被害想定と業務継続への影響について、第3章は非常時優先業務等の考え方と抽出結果等について、第4章は発災時の対応を含めた非常時優先業務等の実施について、第5章は業務継続のための執務環境の確保等について、第6章は教育・訓練等及び本計画の評価・点検等について、それぞれ規定して

いる。

なお第1編は、政府 BCP 及びガイドラインと同様、首都直下地震だけではなく、自然災害全般など、業務の中断をもたらす可能性のある様々な発生事象を対象とすることができるものとなっている。

第2編は5章で構成し、第1章は第2編の背景と位置付けについて、第2章は第2編を策定するに当たっての被害想定と業務継続への影響について、第3章は非常時優先業務等の考え方と抽出結果について、第4章は警戒段階の対応について、第5章は業務継続のための執務環境の確保等について、それぞれ規定している。

なお第2編は、警報などの防災気象情報の入手などにより、発災前に対策を講じることで被害を軽減することが可能な風水害特有の事項について、第1編との相違点を抽出して規定している。

地方支分部局の長は、財務省防災業務計画及び本計画に基づき、その所掌事務に関し必要に応じて業務継続計画等所要の計画を作成し、本省と連携を図るとともに、定期的に検討を加え、見直しをしなければならない。なお、業務継続計画等所要の計画を作成又は修正したときは、速やかにこれを本省に報告しなければならない。

4 本計画の実効性担保

(1) 幹部職員の関与

業務継続計画を発動する場合には、平常時に実施している業務のうち、優先度の高い業務に該当しない業務を一定期間停止するという判断のほか、限られた業務資源をどのように配分するかといった判断を行う必要がある。また、業務継続の取組を円滑に進めるためには、組織全体にわたる最適化の検討や調整を平常時から実施することに加え、直接又は管理職員を通じて全職員に対して業務継続計画策定の意義や目的等について共通認識として広く周知し、業務継続に係る取組に参加させることが重要である。

このように、業務継続に係る取組は、人材を含む資源の投入や組織内の意識統一を必要とすることから、幹部職員(例:事務次官、官房長、局長等)は、業務継続を重要課題の一つとして位置付ける必要がある。

幹部職員は、各局等の管理職員に対して、当該部署における優先度の高い業務の取組を明示した上で、その進捗状況についての報告を求めるなど、強いリーダーシップの下、深く関与することが重要である。

(2) 管理職員の関与

業務継続マネジメントを担う主務課の管理職員(例:課長等)は、本計画等に記載している事項をすべての職員に周知し、その実効性を確保するための具体的施策を検討し、各局等において計画どおりに業務が継続できるよう教育・訓練を実施するなどして、人材の育成を行う必要がある。

また、各局等における優先度の高い業務の取組は、当該部署の管理職員が主体的に行うことが重要である。この取組を実効性のあるものとするため、幹部職員と同様に、各管理職員も、例えば業務継続に係る対策の進捗状況や、課題を把握する

とともに、業務継続力の向上に向けた改善計画を立案し、業務資源の確保対策などを着実に実行することや、業務継続の主務課が実施する教育・訓練に職員を参加させる必要がある。

5 主な用語

本計画において、以下に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- ① 政府緊急災害対策本部 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 28 条の2に規定する緊急災害対策本部。
- ② 財務省災害対策本部(省対策本部) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、業務継続計画の発動や代替庁舎への移転等、省として重要な意思決定を行うため、財務大臣を本部長とする本省に臨時に設置される機関(「財務省災害対策本部設置運営要領」)。
- ③ 財務省災害対策会議(省対策会議) 災害応急対策及び災害復旧等を推進するための総合調整等を行うため、大臣官房審議官(危機管理担当)が招集する会議(「財務省災害対策会議設置運営要領」)。
- ④ 財務省防災連絡会議(省防災連絡会議) 災害の発生に備えた連絡、調整、検討、情報収集等を行うため、財務大臣を本部長とする本省に設置される機関(「財務省災害対策本部設置運営要領」)。
- ⑤ 政策推進室 発災前の大臣官房総合政策課政策推進室危機管理担当をいう。
- ⑥ 危機管理部署 発災以降の大臣官房総合政策課政策推進室全体をいう。

第2章 被害想定と業務継続への影響

1 被害想定

(1) WG被害想定

中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震ワーキンググループの「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(平成25年12月。以下「WG被害想定」という。)において、防災・減災対策の対象とする地震は、切迫性の高いM7クラスの首都直下地震を対象とすることとし、M7クラスの首都直下地震には、様々なタイプが考えられるが、複数の想定のうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと考えられる都区部直下の都心南部直下地震を設定するとされている。

なお、相模トラフ沿いの海溝型のM8クラスの地震(大正関東地震タイプ)に関しては、当面発生する可能性は低いですが、今後百年先頃には、発生する可能性が高くなっていると考えられることから、長期的な防災・減災対策の対象として考慮することとされている。

【防災・減災対策の対象とする地震】(WG被害想定より)

都心南部直下地震

- M7.3
- 断層の直上付近で震度6強、その周辺のやや広域の範囲に6弱(地盤の悪いところは一部で震度7)※
- 東京湾内での津波高は、1m以下

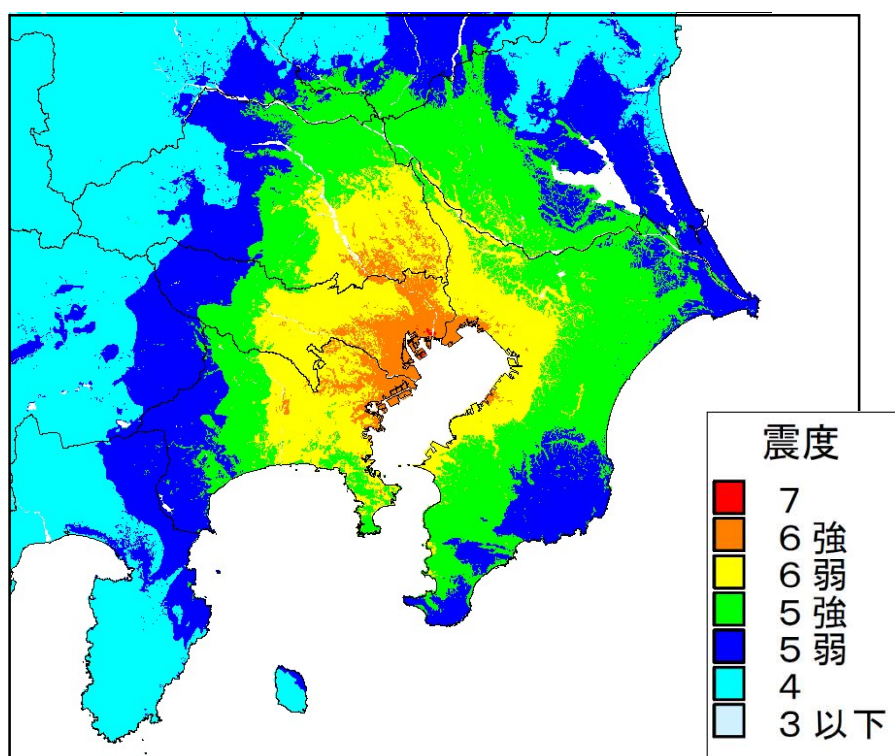


図2 都心南部直下地震(M7.3)による震度分布図

※ 内閣府首都直下地震モデル検討会資料「都道府県・市町村毎の最大震度の表」によると東京23区内は江東区及び江戸川区が最大震度7、それ以外は最大震度6強となっている。

WG被害想定においては、都心南部直下地震における被害想定を以下のとおり示している。

【首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告(抄)】

○ 被害想定(人的・物的被害)

1. 地震の揺れによる被害

- (1) 揺れによる全壊家屋:約 175,000 棟、建物倒壊による死者:最大 約 11,000 人
- (2) 揺れによる建物被害に伴う要救助者:最大 約 72,000 人

2. 市街地火災の多発と延焼

- (1) 焼失:最大 約 412,000 棟、建物倒壊等と合わせ最大 約 610,000 棟
- (2) 死者:最大 約 16,000 人、建物倒壊等と合わせ最大 約 23,000 人

3. インフラ・ライフライン等の被害

(1) 電力

発災直後は都区部の約 5 割が停電。供給能力が 5 割程度に落ち、1 週間以上不安定な状況が続く。

(2) 通信

固定電話・携帯電話とも、輻輳のため、9 割の通話規制が 1 日以上継続。メールは遅配が生じる可能性。携帯基地局の非常用電源が切れると停波。

(3) 上下水道

都区部で約 5 割が断水。約 1 割で下水道の使用ができない。

(4) 交通

地下鉄は 1 週間、私鉄・在来線は 1 か月程度、運行停止する可能性。

主要路線の道路啓開には、少なくとも 1~2 日を要し、その後、緊急交通路として使用。

都区部の一般道はガレキによる狭小、放置車両等の発生で交通麻痺が発生。

(5) 港湾

非耐震岸壁では、多くの施設で機能が確保できなくなり、復旧には数か月を要す。

(6) 燃料

油槽所・製油所において備蓄はあるものの、タンクローリーの確保、深刻な渋滞により、非常用発電用の重油を含め、軽油、ガソリン、灯油とも末端までの供給が困難となる。

4. 経済的被害

- (1) 建物等の直接被害:約 47 兆円
- (2) 生産・サービス低下の被害:約 48 兆円 合計:約 95 兆円

(2) 政府BCPによる被害想定

政府BCPにおいては、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務継続体制を維持する必要があることから、WG被害想定が想定する震度分布及び被害様相を念頭に置いた上で、特に不確実性が高い項目については、より過酷な被害様相を呈することを想定するとしている。具体的には次のとおりとなっている。

【政府BCPによる被害想定】

- ① 停電、商用電話回線の不通及び断水は、1週間継続する。
- ② 下水道の利用支障は、1か月継続する。
- ③ 地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。
- ④ 主要道路の啓開には、1週間に要する。

この場合において、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎の一部が使用不能になることも想定する。

2 業務継続への影響

1における被害想定を踏まえ、財務省における被害想定及び業務継続への影響は、以下のとおり。

表1 財務省における被害想定及び業務継続への影響

本庁舎等	一定期間使用不能となることも想定する。
電気	停電は1週間継続する。
電話	商用電話回線の不通は1週間継続する。
上水道 (飲料水)	断水は1週間継続する。
下水道	下水道の利用支障は1か月継続する。
公共交通機関 (鉄道)	地下鉄の運行停止は、1週間継続する。 JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。
主要道路	主要道路の啓開には、1週間に要する。
情報システム	[財務省行政情報化 LAN システム]本庁舎が使用不能となった場合には、バックアップシステムへの切替えを行うため、復旧まで1日程度を要する。

第3章 非常時優先業務及び管理事務

1 非常時優先業務及び管理事務の考え方

(1) 非常時優先業務

政府BCPを踏まえ、首都直下地震発生時に財務省として優先的に実施すべき業務(以下「非常時優先業務」という。)として、政府として維持すべき必須の機能である①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに⑥外交関係の処理に該当する所掌事務を抽出する。

(2) 管理事務

政府BCPを踏まえ、非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理及び庁舎管理等の事務(以下「管理事務」という。)を抽出する。

2 業務影響度分析と非常時優先業務等の抽出

被害想定の下、業務が停止することによる社会への影響度を評価する業務影響度分析を行い、被災の現状、テレワークによる勤務体制の実施、外部の官民の機関等からのインプットへの依存等も慎重に考慮の上、開始目標時間も含めた非常時優先業務及び管理事務(以下「非常時優先業務等」という。)を抽出する。業務影響度分析として具体的には、業務が停止した場合に、国民の生命、身体及び財産の保護並びに社会経済活動に、どのように影響を与えるかを地震の発生からの経過時間(0時間、3時間、6時間、12時間、1日、2日、3日、5日、1週間、10日、2週間、1か月)ごとに以下のレベルⅠ～Ⅴで評価を行う。

表2 「影響の重大性」の評価基準

影響の 重大性	I	II	III	IV	V
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
対象とする目標レベルに到達していないことに伴う代表的な影響の内容	社会的影響はわずかにとどまる。 ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	若干の社会的影響が発生する。 しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	社会的影響が発生する。 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。 国民生活上の不便、法定手続きの遅延、契約履行の遅延等。	相当の社会的影響が発生する。 社会的な批判が発生し、その過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。 法令違反、重要な法定手続きの遅延等。	甚大な社会的影響が発生する。 大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考える。 人命、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等。

業務影響度分析の結果、①1か月以内に目標レベルに到達していないことにより、レベルⅢ以上の影響となる業務及び②2週間以内に開始(再開)しなければレベルⅢ以上の影響となる業務を非常時優先業務等として抽出する。

次表は抽出された財務省の主な非常時優先業務等である。

表3 財務省の主な非常時優先業務等

開始 目標時間	非常時優先業務等名
直ちに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎・中央合同庁舎第4号館防災対策本部業務 ・ 本庁舎等が使用不能となった場合の代替庁舎立上げ業務
3時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロジ業務(執務環境整備、安否等確認など) ・ 財務省災害対策本部設置及び関連業務 ・ 情報システム復旧業務 ・ 記者会見等報道対策業務 ・ 日本銀行金融政策決定会合業務 ・ 輸出入通関関連業務 ・ 財務省防災業務計画第13条(国有財産の無償貸付等)関連業務 ・ 金融市場状況確認業務 ・ 為替市場の動向把握及び為替介入業務
6時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災中小企業者等への復旧・復興対応業務 ・ 国債の発行及び借入業務
12時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震保険関連業務 ・ 緊急対策のための財政措置 ・ 塩事業法第31条に規定する緊急時の措置に係る業務 ・ 国債発行計画見直し業務
1日 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約事務 ・ 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項に規定する指定金融機関が行う危機対応業務及び株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務に関する業務 ・ 住宅被災者への対応(独立行政法人住宅金融支援機構の財政融資資金借入れの認可業務等) ・ 財務省防災業務計画第16条(関税に関する措置)関連業務 ・ 財務省防災業務計画第15条(国税に関する措置)関連業務 ・ 資本取引等規制関係業務
1週間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の法令審査業務 ・ 予算編成・要求業務 ・ 災害関連法案作成業務

3 各種マニュアルの整備

本計画の実効性を担保するため、本計画に基づく災害対策の実施の細目として「財務省災害対策実施マニュアル」を作成する。また、財務省内部部局及び施設等機関並びに国税庁内部部局、税務大学校(本校霞が関事務室)及び国税不服審判所(本部)(以下「各局等」という。)において、非常時優先業務等に係るマニュアル(以下

「各局等非常時優先業務等マニュアル」という。)を作成し、適宜見直しを行うほか、非常時優先業務等の一覧を添付する。

本計画及び各種マニュアルは、他の関連する業務継続計画やガイドライン等のほか、連携すべき関係機関の業務継続計画等との整合を図る。

各局等非常時優先業務等マニュアル及び緊急時行動手順(タイムライン)を新たに作成した場合又は更新した場合は、政策推進室に報告する。

第4章 非常時優先業務等の実施

1 発災時の対応

発災時の初動対応としては、概ね以下のとおりとする。なお、各事項の細目については、財務省災害対策実施マニュアル又は各局等非常時優先業務等マニュアル等において定める。

(1) 省対策本部の開催等

首都直下地震をはじめとする大規模災害が発生した場合、財務省災害対策本部設置運営要領(以下「省対策本部運営要領」という。)に定めるところに従い、省対策本部を設置するとともに職員等に周知を行う。省対策本部を設置したときは、省対策本部構成員、事務局員及び大臣、副大臣及び大臣政務官の各秘書官(以下「省対策本部構成員等」という。)は参集し、省対策本部関連業務を実施する。

省対策本部は、必要に応じ総会、本部会、幹事会等を開催し、災害状況等を踏まえ、本計画の発動、代替庁舎への移転など省としての意思決定を行うほか、必要な総合調整等を行う。

(2) 本庁舎等の安全性の確認

大臣官房会計課(以下「会計課」という。)は担当職員の安全を確保したうえで発災後直ちに財務省本庁舎(以下「本庁舎」という。)及び中央合同庁舎第4号館(以下「4号館」、また「本庁舎」と「4号館」を併せて「本庁舎等」という。)の安全性を確認する。各局等は、執務室等に危険を認めた場合、直ちに会計課に報告する。会計課は、安全性に係る確認結果を省対策本部に報告する。

省対策本部はその報告を踏まえ、本庁舎等における業務継続の可否及び職員等への指示内容等を決定する。

本庁舎等における業務継続が困難と認められた場合、省対策本部は、代替庁舎の安全性等を確認の上、代替庁舎への移転を決定し、職員は代替庁舎に移動する。

(3) 安全行動指示及び安否等確認

危機管理部署及び会計課は、本庁舎等内のすべての職員及び来庁者の安全確保を最優先とし、安全行動に係る指示等を行う。

危機管理部署は、緊急時情報連絡システム等を活用し、発災時に職員及び家族の安否等の確認を実施する。

地方課、関税局、国税庁は、被災地域における地方支分部局の職員等の安否等について、危機管理部署に報告する。

(4) 本計画の発動等

本計画は、首都直下地震等により職員や庁舎等に著しい被害が発生した場合において、通常の業務継続が困難なときに発動し、災害復旧業務が完了し、通常の業務実施が可能になった時点で適用を完了するものとする。

2 非常時優先業務等の実施等

(1) 職員等への指示等

各局等は、省対策本部の決定を踏まえ、職員に対し、非常時優先業務等の実施、職場待機、テレワーク及び自宅待機の指示等を行う。

(2) 非常時優先業務等従事者

イ 勤務時間外

休日、夜間等の勤務時間外(以下「勤務時間外」という。)に発災した場合、非常時優先業務等従事者は、省対策本部からの連絡、各局等からの指示及び各局等非常時優先業務等マニュアルに従い、非常時優先業務等の実施場所に参集し、非常時優先業務等を実施する。ただし、テレワークによる実施可能な業務であり、通信状況が十分に機能している場合は、参集に代えてテレワークにより業務を実施することも可とする。

ロ 勤務時間内

勤務時間内に発災した場合、館内放送等により状況把握に努めつつ、非常時優先業務等を実施する。

(3) 非常時優先業務等従事者の参集・行動

非常時優先業務等従事者は、参集にあたり、防災情報や交通機関の運行状況等を踏まえて安全かつ効率的な手段を活用することとし、参集困難な事態が発生した場合は、速やかに連絡する。

勤務時間外に参集する非常時優先業務等従事者は、自身及び家族の安全を確保した後、安全を最優先として職場参集する。

(4) 非常時優先業務等従事者以外の者の行動

イ 勤務時間外

勤務時間外に発災した場合、非常時優先業務等従事者以外の者は、省対策本部の指示に従い、自宅待機等を行い、省対策本部及び各局等からの指示及び連絡を受けることができる態勢を整える。

なお、自宅待機の間、自宅周辺での被災者の支援活動に携わるなど、地域貢献に積極的に取り組む。

ロ 勤務時間内

勤務時間内に発災した場合、非常時優先業務等従事者以外の者は、むやみに移動せず省対策本部の指示に従うこととする。

(5) 非常時優先業務等従事者の調整

非常時優先業務等従事者の参集状況や個々の業務の緊要度などを勘案し、組織横断的な人数調整が必要な場合は、省対策本部の決定に基づき、管理事務の一環として秘書課及び各局等人事担当が調整を行う。

3 関係機関の連携

省対策本部及び各局等は、政府緊急災害対策本部、各府省等、地方支分部局、地方公共団体、日本銀行等の関係機関及び民間事業者等との間で、必要な情報を共有しつつ、有機的な連携協力を図る。

業務の継続性を確保するためには、関係機関及び民間事業者等からのインプットに依存する業務はその依存状況を把握しておくことが求められ、その上で、設定する目標時間までに目標レベルに到達できる体制を依存先が確保できるかどうかについて確認し、その体制が不十分であった場合には、改善を求める。

非常時優先業務等を実施する過程で関係機関の非常時優先業務等に干渉してしまう場合があることに留意しつつ、非常時優先業務等の機動的かつ効果的な実施を図る。

4 情報収集・発信

省対策本部及び各局等は、国民に正確かつ迅速な情報提供に努めるため、また、風説・流言対策等のため、記者会見、財務省ウェブサイト及びソーシャル・ネットワーキング・サービス等を通じて、広く情報収集・発信を行う。

5 帰宅困難者、負傷者等への対応

(1) 帰宅困難者

帰宅困難者は、セキュリティ確保の面で配慮を要する施設や業務への影響や対策を十分検討した上で本庁舎等内に確保した一時収容場所において受入れることとする。

なお、非常時優先業務等の実施に支障があると判断した場合には、周辺の帰宅困難者受入れ施設を紹介し、可能な限り案内又は誘導するものとする。

政策推進室及び会計課は、帰宅困難者対応の具体的方法等について検討し、各局等に周知する。

(2) 負傷者等

会計課は、職員、来庁者、帰宅困難者等のうち、重傷者など緊急性の高い負傷者等については、応急処置を施し、医療機関に順次搬送するとともに、軽傷者など緊急性の低い負傷者等については可能な応急手当を施し、診療所等に設置した救護所へ一時収容する。

6 権限委任

発災時・発災後に迅速に対応し的確に業務を遂行するため、省対策本部の本部長である財務大臣の総括の下に、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統を確立する。

省対策本部の運営に当たり、省対策本部構成員等が参集できない場合には、あらかじめ省対策本部運営要領に定めた委任順位に沿って権限を委任する。省対策本部の開催時に権限委任の順位の上位者の意見が確認できる場合又は出席した構成員間で権限委任の順位の変更が合意された場合は、この限りでない。また、省対策本

部の開催を待たずに緊急の対応を行う必要がある場合は、省対策本部の権限は大
臣官房長に委任する。

各局等の非常時優先業務等の実施についても、あらかじめ各局等非常時優先業
務等マニュアル等に定めた委任順位に沿って権限を委任する。

第5章 業務継続のための執務環境の確保等

1 執行体制

(1) 社会全体としての業務継続体制の構築

政策推進室をはじめ、各局等は、発災時において、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務等の実施並びにそのための職員の調整等について、政府緊急災害対策本部、各府省等、地方支分部局、地方公共団体、日本銀行等の関係機関並びに電気、ガス、輸送及び通信等の事業者等との必要に応じた連携協力が機能するよう、あらかじめ、各局等非常時優先業務等マニュアル等において、これらの事項の連携体制を定める。

執行体制の細目は、別途財務省災害対策実施マニュアルに定める。

(2) 職員の参集状況の把握及び参集要員の確保等

政策推進室をはじめ、各局等は、勤務時間外に発災した場合に本庁舎等に参集することができる職員の人数を時間別に把握し、非常時優先業務等を継続するために必要な職員を、発災後、定められた時間内に参集する要員(以下「参集要員」という。)としてあらかじめ確保し、各局等非常時優先業務等マニュアル等に名簿を添付する。

また、参集要員が定められた時間内に参集できない場合も想定されることから、代替要員も併せて確保し、各局等非常時優先業務等マニュアルに名簿を添付する。なお、代替要員は交代要員も兼ねることに留意する。

参集要領等の細目は、別途財務省災害対策実施マニュアルに定める。

2 発災時の記録体制等

政策推進室をはじめ、各局等は、発災時における活動を記録する業務を非常時優先業務等と位置付け、あらかじめ記録担当者及び記録管理責任者を選定し、1(2)の各局等非常時優先業務等マニュアル等に添付する名簿に明記する。

各局等の記録担当者は、発災時の活動等について記録し、危機管理部署の求めに応じて随時提出する。

記録体制等の細目は、別途財務省災害対策実施マニュアルに定める。

3 執務環境の確保

非常時優先業務等を実施するためには、執務環境を確実に確保することが重要である。また、各局等の非常時優先業務等を実施する場所は、執務室の移転等により競合が発生する場合があり、いつ発災しても迅速に対応できるよう適切な使用調整を行う必要がある。使用調整状況については本計画並びに各局等非常時優先業務等マニュアル等にも影響することから、会計課は政策推進室を通じて使用調整状況を各局等に遅滞なく提供し、提供を受けた政策推進室及び各局等は必要な対応をとることとする。

(1) 庁舎

職員等の安全性の確保及び非常時優先業務等に必要な機能が維持されるよう、

会計課は、本庁舎等の耐震安全性を確保するとともに、非常時優先業務等の内容に応じて要求される施設機能を確保するための対策を講じる。

また、会計課をはじめ、各局等は、庁舎内の什器の固定等の措置を講じ、定期的に点検する。会計課は、天井等の非構造部材の耐震化の措置を講じる。

非常時優先業務等を実施することができるよう、近隣の地方支分部局等での執務スペースの活用等を図る。

(2) 電力

会計課は、電力供給設備の多重化の措置を講じるとともに、非常用発電設備を整備する。非常用発電設備については非常時優先業務等を1週間程度継続するために必要な燃料を確保する。

また、内閣府において整備された災害時燃料供給体制に基づき、燃料供給が受けられる体制を整備する。

(3) 通信・情報システム

発災時の情報通信の輻輳又は通信設備の直接被害による通信途絶の影響を受け、情報連絡が困難となる可能性を考慮し、専用回線及び衛星通信回線等、可能な限り、情報連絡手段の冗長化を行う。また、通常業務で利用している本庁舎等内電話基盤及び財務省行政情報化 LAN システムのほか、災害時優先携帯電話等を活用することにより情報連絡を確保する。

非常時優先業務等の一部をテレワークで実施する場合もあることから、テレワーク環境の安定化やシンクライアント機能の活用などの更なる充実を図る。

イ 蓄積データ(省、局、課室等)のバックアップ

必要なバックアップデータについては、同時被災しない遠隔地にバックアップシステムを構築し、活用する。

ロ インターネット回線

電子メールの利用、情報収集及び財務省ウェブサイトによる情報提供のため、インターネット回線は冗長化する。

ハ 復旧のための体制整備

大臣官房文書課情報管理室及び会計課をはじめ、各局等は、機器障害について、保守業者との連絡体制を強化し、速やかな復旧を可能とするよう措置する。

情報システムの復旧体制の整備に係る細目については、財務省災害対策実施マニュアル及び各局等非常時優先業務等マニュアルに定める。

(4) 物資等の確保

会計課は、参集要員を始めとする職員が非常時優先業務等に専念できる環境整備に努め、必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ及び救助用資機材、消耗品等の物資が不足することがないように、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄する。また、帰宅困難者に対しても参集要員

以外の職員等と同様の対応を講じる。

4 職員個人の自立した備え

職員は、自らの安全は自らで守るなど、平常時から自立して、非常時に備えるものとする。例えば、飲食料、衛生用品、携帯電話等の情報機器及びその充電機器、環境に適した服装並びに地図等を各自で準備し、携帯するよう努める。

また、自宅周辺や通勤・参集ルート、避難場所周辺、避難場所までのルートをハザードマップ等で事前に確認しておくとともに、テレワークで業務を実施する場合に備え、必要な環境整備に努める。

5 代替庁舎の確保

発災時に本庁舎等の全部又は一部が使用不能となる場合や官邸機能が立川広域防災基地に移転した場合を想定し、代替庁舎を確保する。代替庁舎の場所及び移転順位等については別途代替庁舎移転対応プランに定める。

なお、代替庁舎における執行体制は、基本的に本庁舎等における非常時優先業務等の執行体制と同様とし、執務環境は、代替庁舎の管理担当者等とあらかじめ協議の上、定める。

第6章 教育・訓練及び本計画の評価・点検等

1 教育・訓練等

業務の継続の実効性を確保するため、すべての職員が業務継続の重要性を共通の認識として定着するよう、非常時の業務実施体制を平常時から想定させ、また、代替庁舎や非常災害設備等を適切に活用できるよう教育・訓練を定期的を実施する。

具体的には、代替庁舎移転訓練、情報連絡訓練、参集訓練、図上訓練、意思決定訓練、安否等確認訓練、省対策本部運営訓練、本計画に関する教育・研修などを実施する。

人事異動等の際には、非常時優先業務等従事者は後任者等に各局等非常時優先業務等マニュアルなどにより業務継続に必要な引継ぎ等を行い、着任後、速やかにその業務内容を理解できるようにするとともに、新体制においても常に複数の者が業務内容を把握している状況を保つこととする。

2 本計画の評価・点検等

教育・訓練時のほか、実際の災害の発生時における対応や、省対策本部及び各局等の対応については、適切に記録を残すものとし、これらを通じてPDCAサイクルを導入し、業務継続力の向上及び本計画の改善に資するものとする。

また、本計画の策定、推進・評価・点検及び財務省改善計画の策定等を行う体制として、幹部職員を構成員とする省防災連絡会議において本計画の重要課題を検討し、必要に応じて課長級等のワーキンググループや、特定部門別の検討会を設置する。また、外部有識者による評価についても、必要に応じ活用する。

第2編 風水害

第1章 背景と位置付け

近年、大型台風や記録的大雨などの大規模風水害が発生しており、河川の氾濫による浸水、土砂災害等により、人々の生命が脅かされる事態や交通機関の運行停止、電気・通信、下水道等のインフラ・ライフラインの停止が発生し、社会活動や生活に大きな影響をもたらしている。

風水害による被害については、本庁舎等への直接的な被害のほか、浸水等の直接的被害を受けていない場合でも、停電や断水等の間接的被害により、長期的な影響を受ける可能性がある。こうした状況が発生した場合においても業務継続に支障が生じることのないよう、大規模風水害への備えを日常化することが重要である。

このため、大規模風水害発生時における災害応急対策等を遅滞なく実施するとともに、業務の停滞により国家機能、国民生活及び経済活動等に重大な影響を及ぼさないよう、風水害特有の事項を本編にて示すこととする。

第2章 被害想定と業務継続への影響

1 被害想定

(1) 本庁舎等の浸水リスク及び被害想定を検討

イ 検討にあたって活用した資料等

本庁舎等の浸水リスク、職員の安全確保、非常時優先業務等従事者の選定、被害想定等を検討するにあたっては、主に以下の資料を活用した。

・千代田区の洪水ハザードマップ(神田川版※1・荒川版※2)

※1 神田川、日本橋川が想定し得る最大規模の降雨(総雨量 690mm、時間最大雨量 153 mm)によって氾濫した場合を想定。

※2 荒川流域において想定し得る最大規模の降雨(荒川流域の 72 時間総雨量 632mm、1,000 年に一回程度発生が予想される大雨)を想定。

・洪水浸水想定区域図(利根川、江戸川、中川、綾瀬川、荒川、多摩川、鶴見川、相模川)

・東京都高潮浸水想定区域図

・千代田区地域防災計画

・「『社会経済の壊滅的な被害の回避』に向けた取り組み～最大クラスの洪水・高潮による被害想定について～(平成 29 年8月)」(最大規模等の洪水等に対応した防災・減災対策検討会※)

※関東地方整備局が関係する行政機関や鉄道、道路等のインフラ機関、電気、ガス、通信等のライフライン事業者、各方面の業界団体など 54 機関とともに立ち上げたもの。

ロ 本庁舎等の浸水リスク

現在公表されている上記資料の中で、本庁舎等に影響を示しているのは千代田区の洪水ハザードマップ(神田川版)であり、これによれば本庁舎北側(北門周辺)及び東南側(霞が関三丁目交差点周辺)並びに4号館西側(西門周辺)において10cm～50cmの浸水深が想定されている。しかし、本庁舎等は浸水想定場所から約 1.0m 高い位置に建設されているため、浸水被害の可能性は低いと考えられる。

(参考)千代田区洪水ハザードマップ(神田川版)における浸水想定場所(桜田通り)を起点とした場合の本庁舎等の建築高

本庁舎	地階東門床レベル	+0.978m
	1階南玄関入口	+3.428m
	1階北門付近	+3.268m
	1階設備棟付近	+3.958m
4号館	1階西玄関入口付近	+9.248m
	地下1階南玄関入口	+6.208m
	1階北車路付近	+8.478m

(2) 被害想定

各種資料で確認した風水害リスクを前提とした場合、本庁舎等への大規模な被

害は想定しえず、本庁舎等での業務継続が可能であると見込まれる。しかし、想定を上回る過酷事象が発生した場合は、本庁舎等の使用が困難な状況となり、代替庁舎及びテレワークでの業務継続について検討する必要がある。

被害想定の設定に関して、政府BCPにおいては、不確実性が高い項目については、より過酷な被害様相を呈することを想定することとされていること、及び近年の風水害において、ハザードマップの被害想定を超える被害が発生していること等を鑑みれば、本編においても可能な限り想定外の排除に努めることが重要である。

このため、各種資料で確認した風水害リスクを前提とした被害想定を基本としつつ、過酷事象への対応として「本庁舎等の使用不可・代替庁舎への移転」を設定し、対応策等の整理を行うこととする。

2 業務継続への影響

1における被害想定を踏まえ、大規模風水害発生時の本計画における業務継続への影響は、以下のとおり。

表4 基本的な被害想定及び業務継続への影響(風水害)

本庁舎等	浸水想定場所から1m程度高い位置にあることから、浸水被害の可能性は低い。
電気	霞が関周辺の電力供給が確保され、本庁舎等への浸水被害の可能性も低いことから、停電の可能性は低い。ただし、漏電による電力供給の停止を考慮する必要がある。
電話	霞が関周辺の通信サービスは確保され、本庁舎等への浸水被害の可能性も低いことから、通信サービスが不通となる可能性は低い。ただし、通話規制が行われる可能性を考慮する必要がある。
ガス	都市ガス供給設備は、基本的には気密構造になっており浸水による影響を受けにくく、停電による影響も受けないことから、ガス設備等が利用できなくなる可能性は低い。
上水道 (飲料水)	浄水場等の浸水対策が実施されていること、本庁舎等への浸水被害の可能性が低いことから、上水道の供給停止の可能性は低い。
下水道	ポンプ場や水再生センターあるいは汚水処理場等の耐水対策が実施されていることから、下水道機能が利用できなくなる可能性は低い。ただし、霞が関近辺で内水氾濫が発生した場合は、下水道機能が停止する可能性がある。
公共交通機関 (鉄道)	在来線及び地下鉄の運行に長期的 [*] に影響を及ぼす可能性がある。
主要道路	本庁舎等周辺の一般道では影響は少ないが、非常時優先業務等従事者の確保に留意が必要。
情報システム	[財務省行政情報化 LAN システム] 電力供給と通信サービスが確保されるため、サービス提供ができなくなる可能性は低い。

表5 過酷事象が発生した場合の被害想定及び業務継続への影響(風水害)

本庁舎等	浸水深が1mを超え、浸水防止対策を実施しない場合等は、浸水被害が発生する可能性があり、その場合は地下階から浸水する。
電気	震が関周辺の電力供給が確保される場合であっても、浸水により電気施設が故障した場合は、本庁舎等での業務継続が困難となる。
電話	震が関周辺の通信サービスは確保される場合であっても、電気施設が故障した場合は利用できない。
ガス	ガス管内へ想定を超える多量の水が流入した場合にはガス供給が停止し、復旧までの期間は長期化する。
上水道 (飲料水)	浄水場等の浸水対策が実施されているが、電気施設が故障した場合は、設備の復旧までの期間は水道設備が利用できない。
下水道	本庁舎等周辺が浸水しているため、下水道機能が停止する可能性が高い。その場合、トイレの使用ができなくなり、本庁舎等での業務継続が困難となる。
公共交通機関 (鉄道)	在来線及び地下鉄の運行について、相当の長期間(数か月以上)にわたって影響を及ぼす可能性がある。
主要道路	本庁舎等周辺も浸水していることから、浸水区域内では通行不能となる可能性が高い。したがって、登庁自体が不可能となる可能性が高い。
情報システム	[財務省行政情報化 LAN システム] 電気施設の故障等により、電源供給と通信サービスが止まった場合は、サービス提供ができない。また、サーバー機器等に損傷があった場合は、電気施設の復旧までの期間に加えて、再構築期間は利用できなくなる。なお、バックアップシステムへの切替えは1日程度要する。

第3章 非常時優先業務等

1 風水害特有の管理事務

風水害については、平常時から本庁舎等の防水機能や電気通信設備等の点検・見直しを行うとともに、発災前に迅速かつ的確な予防措置を実施することにより、職員等の安全確保や被害の予防・軽減を図ることが必要である。また、万一、本庁舎等に浸水被害等が生じた場合は、汚泥等の掻き出し・消毒等の業務に加え、電気通信設備等の修理・交換等も必要となる。これらの風水害特有の管理事務は、災害状況等によっては膨大な業務量となり得ることに留意する。

2 風水害に係る非常時優先業務等の抽出

風水害においては、警報などの防災気象情報の入手などにより、発災前に対策を講じることで被害を軽減することが可能であることから、発災前に着手すべき非常時優先業務等が存在する点に留意する。

次表は抽出された財務省の風水害における主な非常時優先業務等である。

表6 財務省の主な非常時優先業務等(風水害)

開始目標時間	非常時優先業務等名
発災前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎及び中央合同庁舎第4号館の浸水等予防措置等防災業務 ・ 財務省防災連絡会議設置等及び関連業務
発災後直ちに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁舎・中央合同庁舎第4号館防災対策本部業務 ・ 本庁舎等が使用不能となった場合の代替庁舎立上げ業務
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロジ業務(執務環境整備、安否等確認など) ・ 財務省災害対策本部設置及び関連業務 ・ 情報システム復旧業務 ・ 記者会見等報道対策業務 ・ 日本銀行金融政策決定会合業務 ・ 輸出入通関関連業務 ・ 財務省防災業務計画第13条(国有財産の無償貸付等)関連業務 ・ 金融市場状況確認業務 ・ 為替市場の動向把握及び為替介入業務
6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災中小企業者等への復旧・復興対応業務 ・ 国債の発行及び借入業務
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策のための財政措置 ・ 塩事業法第31条に規定する緊急時の措置に係る業務 ・ 国債発行計画見直し業務
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約事務 ・ 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項に規定する指定金融機関が行う危機対応業務及び株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務に関する業務 ・ 住宅被災者への対応(独立行政法人住宅金融支援機構の財政融資資金借入れの認可業務) ・ 財務省防災業務計画第16条(関税に関する措置)関連業務 ・ 財務省防災業務計画第15条(国税に関する措置)関連業務 ・ 資本取引等規制関係業務
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の法令審査業務 ・ 予算編成・要求業務 ・ 災害関連法案作成業務

第4章 警戒段階の対応（風水害）

大規模風水害については、警報などの防災気象情報を基に、発災前に本庁舎等の予防措置や職員への安全指示等対策を講じることで被害を軽減するとともに、業務執行体制を確保することが可能であることから、警戒段階の対応を実施する。

本計画の発動等は前編第4章1(4)の規定を準用するほか、大規模風水害により職員や庁舎等に著しい被害が発生するおそれがある場合に発動する。

なお、次の(1)～(4)の細目については、財務省災害対策実施マニュアル又は各局等非常時優先業務等マニュアル等において定める。

(1) 情報収集・提供等

政策推進室は、警報などの防災気象情報や政府の動向等の情報収集を行い、随時、各局等に情報提供するとともに、必要に応じて各局等に対して情報提供を求める。

(2) 省対策会議、省防災連絡会議及び省対策本部の開催等

大規模風水害に伴い、著しい被害が発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、省対策会議及び省防災連絡会議を開催し、職員への安全指示等対策及び発災に備えた体制整備、発災後の災害応急対策、災害復旧業務及び非常時優先業務等を推進するための総合調整等を行う。

省対策本部の設置については前編第4章1(1)の規定を準用する。

発災前の省対策本部事務局については、財務省災害対策実施マニュアルに定める。

(3) 本庁舎等の予防措置業務

会計課は、本庁舎等の施設・設備等の監視・警戒を行い、必要があれば安全性確保のための予防措置等を行うとともに、安全性に係る確認・対応状況を省対策本部に報告する。（省対策本部が設置されていない場合には政策推進室に報告する）

省対策本部はその報告等を踏まえ、本庁舎等における業務継続の可否及び職員等への指示内容等を検討する。

各局等は、来庁者に対してもできる限り来庁を控えてもらうこととしつつ、必要に応じて情報提供等を行う

(4) 緊急時行動手順(タイムライン)

各局等は、台風等の発生から発災までのリードタイムを有効活用して、迅速かつ的確に初動対応を開始できるよう、警戒段階から発災までの時系列で、気象・災害事象の変化に応じて、いつ何を行うべきかを整理した緊急時行動手順(タイムライン)を作成する。

第5章 業務継続のための執務環境の確保等

1 執務環境の確保

(1) 庁舎

職員等の安全性の確保及び非常時優先業務等に必要な機能が維持されるよう、会計課は、風水害に対する本庁舎等の安全性を確保するとともに、非常時優先業務等の内容に応じて要求される施設機能を確保するための対策を講じる。

また、会計課は平常時から庁舎設備の浸水の防止措置を講じ、定期的に点検する。

各局等は、倉庫等の保管物の退避方法等を検討し、万一、浸水するおそれがある場合は退避措置を講じる。

(2) 物資等の確保

風水害に対する物資等の確保は、前編第5章3(4)の規定を準用する。

2 職員個人の自立した備え

大規模風水害では河川等が氾濫し大規模な浸水も想定されることから、職員は、自宅周辺や通勤・参集ルート、避難場所周辺、避難場所までのルートをハザードマップ等で事前に確認しておくとともに、防災気象情報等により、翌日の出勤が困難と見込まれる場合は、テレワークで業務が実施できるよう環境を整える。

3 代替庁舎の確保

大規模風水害の発生に伴い本庁舎等が使用不能となる場合を想定し、代替庁舎を確保する。代替庁舎の詳細は別途代替庁舎移転対応プランに定める。